

ねっとなわ〜く



えりぜき
恵利堰(左岸 福岡県久留米市田主丸町)

平成24年 3月

主な内容

- 巻頭言 北部九州土地改良調査管理事務所長 梶原 義範
- 事業概要 北部九州土地改良調査管理事務所の事業及び業務内容
- 組織紹介 組織における担当係の業務内容
- 改良区紹介 土地改良区の紹介 三井郡床島堰土地改良区(恵利堰築造300年)
- 農業者紹介 環境保全型・有機農業推進の取組み 佐藤農場(株)(農林水産大臣賞受賞)
- 業務紹介 新規事業 国営嘉瀬川上流総合農地防災事業の着工
- 業務紹介 地区調査 筑後川下流右岸地区
- 業務紹介 新規事業 国営施設機能保全事業(国営ストマネ)
- 業務紹介 河川協議と水利権について
- 震災支援 東日本大震災の被災地への諫早湾干拓野菜などの物資支援について
- 震災支援 東日本大震災の被災地への技術者支援 蕪 拓巳

九州農政局
北部九州土地改良調査管理事務所長
梶原 義範



平成23年4月に北部九州土地改良調査管理事務所長に就任しました。どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

前任は農村振興局設計課事業計画企画官として2年間勤務し、この間は国営事業の新規事業着手地区の土地改良計画の策定に関する業務を行っていました。また、我が国の食料生産力の確保を図るためには、食料供給の中核的な役割を果たしている大規模かつ優良な農業地域における基幹的農業水利施設が整備され、将来にわたり適切に維持・存続させることが必要不可欠であり、国営完了地区を担当する土地改良調査管理事務所の業務の実施体制の検討を進めてまいりました。

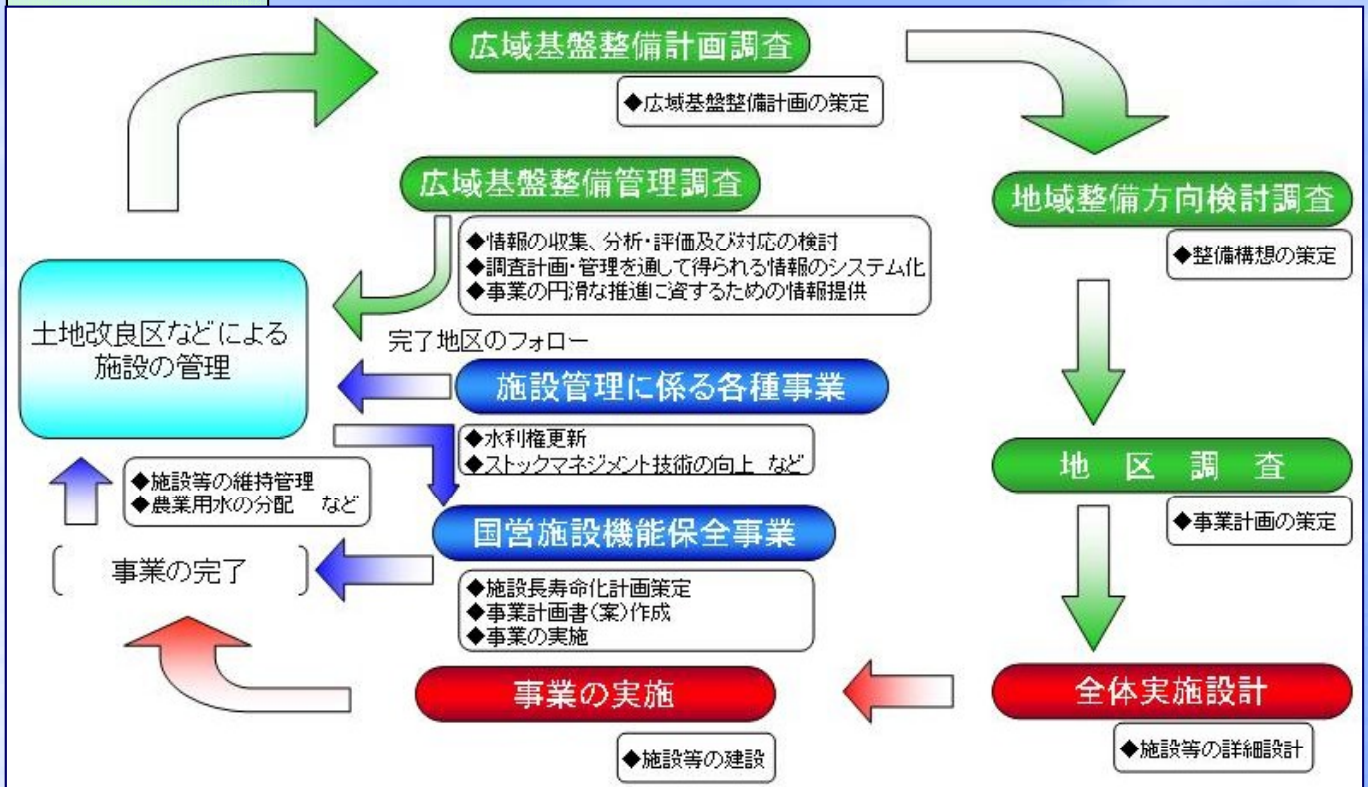
当事務所でも、平成22年には企画課が新設され調査・計画・管理面での情報収集、関係機関との連絡調整を行うとともに管内の国営水利権の変更・更新にむけて取り組んでいます。平成23年には保全計画課・保全整備課が新設され「国営施設機能保全事業(国営ストマネ)」を実施しております。この事業は施設の機能診断・長寿命化計画の策定のみならずこれらの計画に基づく事業実施も担当することとなります。

平成23年度の当事務所で行った主な業務は、調査計画関係では、「筑後川下流右岸地区」においてクリーク法面崩壊の防止対策を目的に調査を進め、平成24年度には事業に着手する予定です。「駅館川地区」では農地の再編整備に向けた調査を、「五島地区」では既設ダムを活用した畑地かんがいの検討を行ってまいりました。水利権の更新については「筑後川下流地区」で変更協議が成立するとともに「上場地区」、「耳納山麓地区」、「駅館川地区」、「八代平野地区」で水利権の変更に向けての調査を進めてまいりました。国営ストマネでは「筑後川下流地区(福岡)」、「上場地区」、「八代平野地区」で本年度より調査を開始しました。また、新たに「嘉瀬川上流地区」の事業実施も担当することとなり嘉瀬川上流支所を開設し工事の本格着工に向け調査・測量・設計及び各種協議調整を進めてまいりました。次年度も管内の国営造成施設が継続的に適切な機能を発揮するよう業務に取り組んでいきたいと思ひます。

最後に、昨年は東日本大震災にともない東北農政局・関東農政局管内の国営完了地区においても農業水利施設に甚大な被害が発生しました。東北農政局の調査管理事務所に勤務した経験もあり、震災後に現地を訪問し津波被害の大きさを知る一方で、地域の排水機能を担う農業水利施設を土地改良区や関係機関が懸命な努力により復旧している状況を目のあたりにして、関係者の努力に敬意を表するとともに、緊急時に備えた関係機関との連携強化の重要性を痛感しました。当事務所は管内の土地改良区や関係行政機関との連携を強化しつつ職員一丸となって各種業務に取り組んでいきたいと思ひますので、今後とも関係者のご支援をよろしくお願ひします。

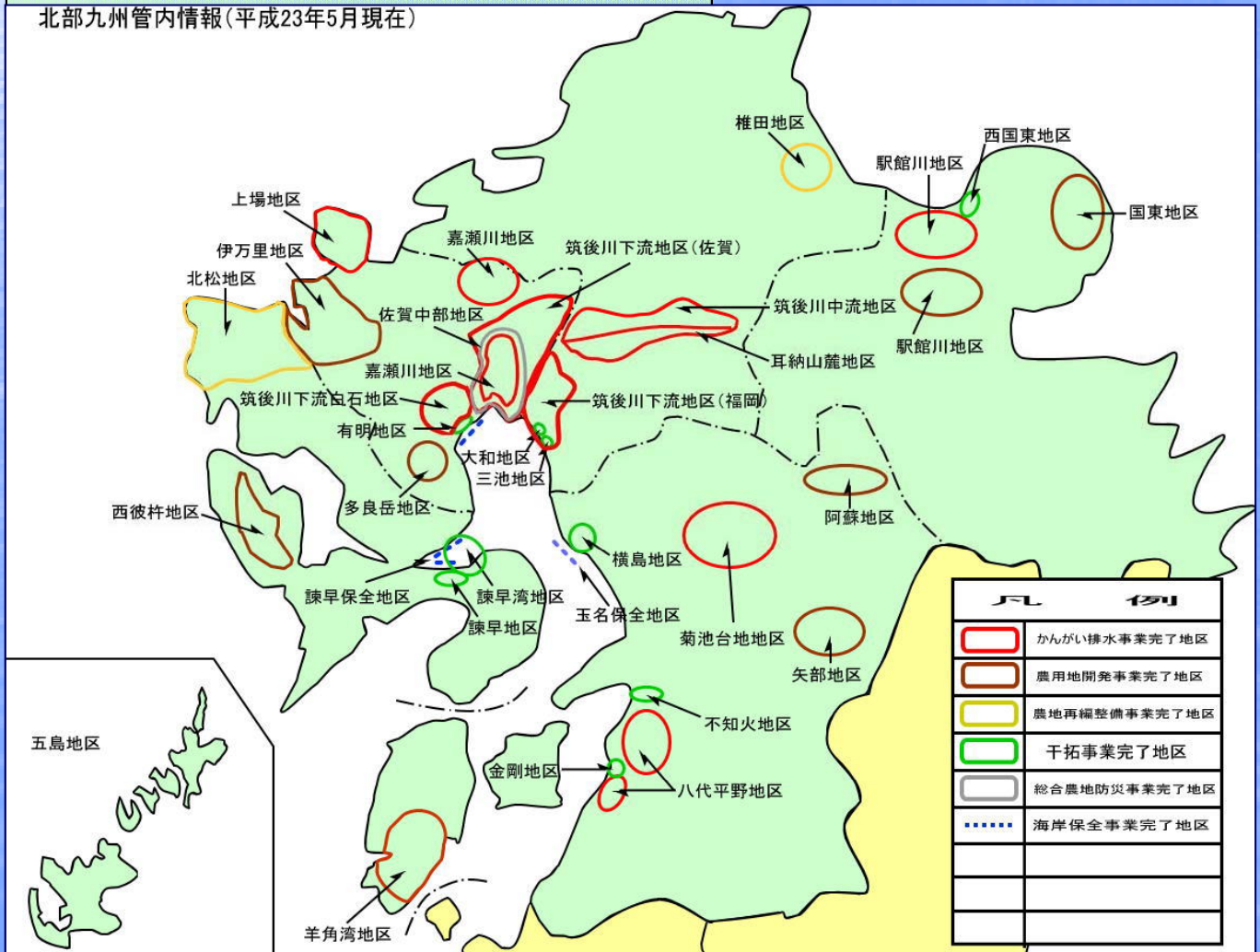
事業概要

業務の概要



管内概要図(北部九州管内国営事業完了地区)

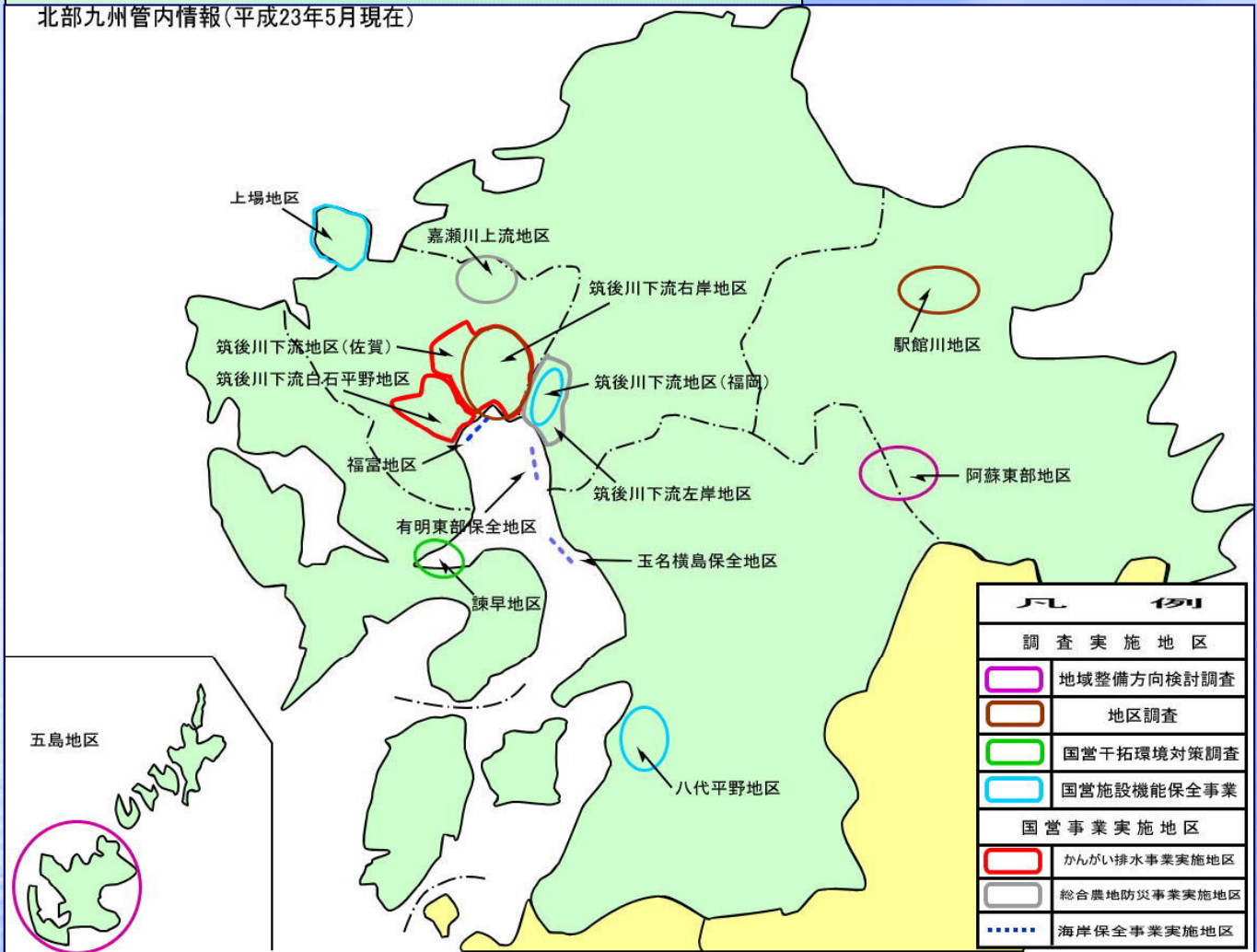
北部九州管内情報(平成23年5月現在)



事業概要

管内概要図(北部九州管内国営事業実施・調査地区)

北部九州管内情報(平成23年5月現在)



○北部九州土地改良調査管理事務所では、北部九州地域における国営土地改良事業の計画的かつ円滑な推進を図るため、国営土地改良事業に関する調査計画、全体実施設計や国営土地改良事業によって造成した施設の管理に必要な調査並びに水利情報に関する資料の収集、管理、分析を行っています。

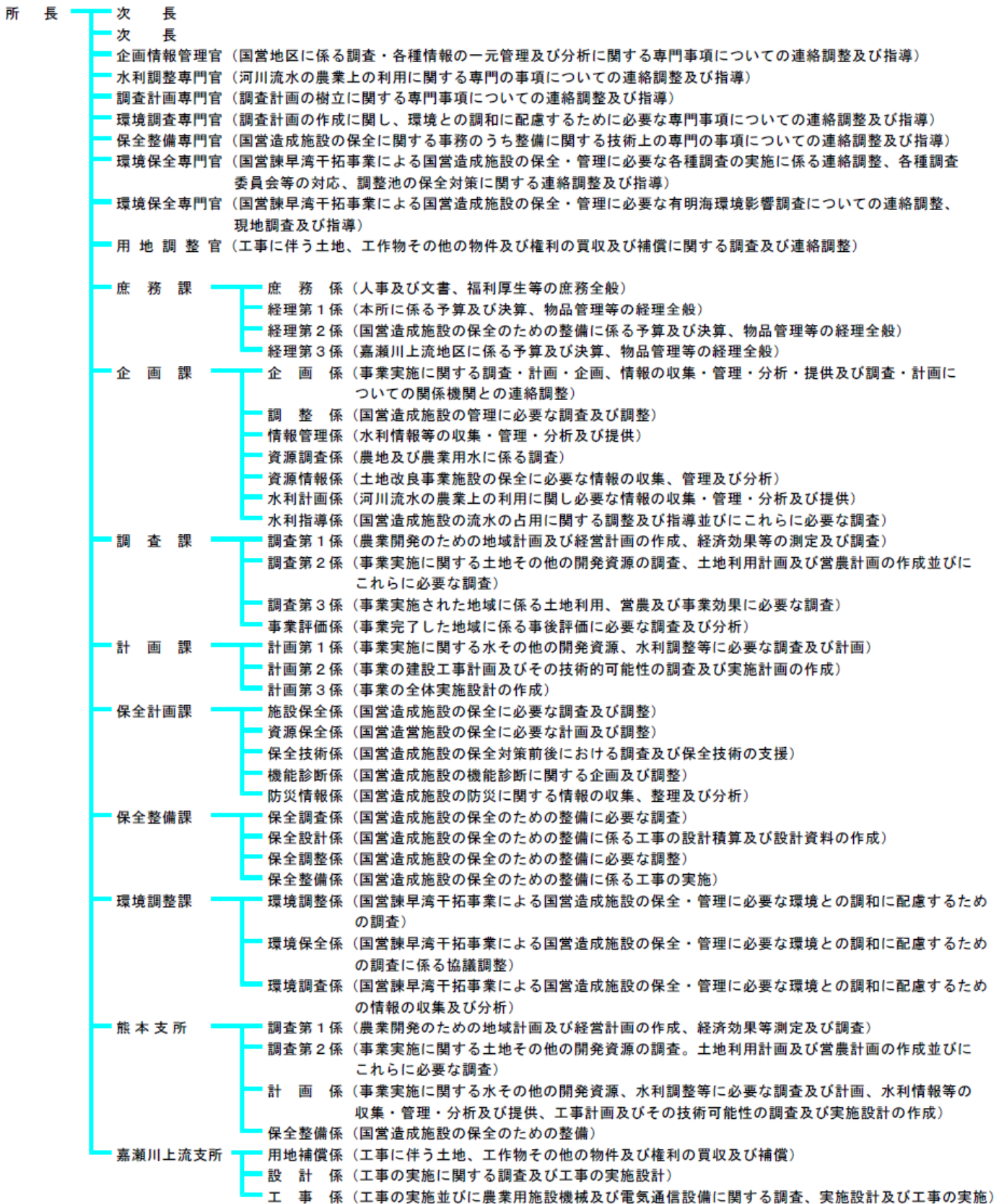
また、平成23年度より国営嘉瀬川上流総合農地防災事業(嘉瀬川上流地区)を実施しています。

○北部九州土地改良調査管理事務所が管轄する地域は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県にわたり、本所を福岡県久留米市に置き、諫早湾干拓の環境モニタリング等を担当する環境調整課を長崎県諫早市に、熊本県内の国営地区の調査計画や保安全管理を担当する熊本支所を熊本県熊本市に、嘉瀬川上流地区を担当する嘉瀬川上流支所を佐賀県佐賀市に置いて業務を進めています。

組織紹介

組織と業務内容

組織機構（平成23年5月1日現在）



北部九州土地改良調査管理事務所では、この4月から「保全管理課」を「保全計画課」に改称し、「保全整備課」を新設し、また5月より「嘉瀬川上流支所」を新設し、上記体制で業務を行っています。

➤ 土地改良区の紹介

三井郡床島堰土地改良区

恵利堰築造300年にあたって

管理施設の概要

三井郡床島堰土地改良区は、筑後川からの農業用水の安定的取水を目的として、草野又六と旧三井郡の五庄屋により正徳2年(1712年)に築造され、その後、昭和40年・平成元年に大改修・改築(魚道設置)を行い歴史的水利施設である「床島堰」の維持管理を行っています。

また、国営筑後川中流農業水利事業により、旧態の用水路を抜本的に改良して、現在、用水路307kmの維持管理を行っています。



三井郡床島堰土地改良区 橋本理事長

三井郡床島堰土地改良区の実績

三井郡床島堰土地改良区は、筑後川を堰(固定堰)で止め、用水路を作り、灌漑の便を得たいとの一念のもと、草野又六外五庄屋をはじめ、私達の祖先の大偉業によって築造され、この功績により現在も隆々を流れる床島用水や恵利堰の維持管理を行うことで、地域の農業に重要な役割を果たしています。

また、国営筑後川中流農業水利事業(S56年～H7年)により、地域農業、地域経済の発展に大きく貢献しており、これは全て旧役員、職員、農業者、地域住民が一体となった結果であり、将来に渡っても引継ぎ、更なる農村地域の振興発展に取り組んでいます。

平成24年度においては、恵利堰築造300年にあたり記念式典を予定しています。また、草野又六外五庄屋の遺徳を偲んで、毎年11月の第3土曜日に北野公民館において、久留米市立金島小学校の児童による創作劇『床島堰物語』の発表が行われています。

施設の紹介

・築造年月日	1712年(正徳2年)
・所在	左岸 久留米市田主丸町
・構造	全幅 240m
	洪水吐 30m×2門
	魚道 10m×2箇所
	5m×2箇所
	固定堰 150m



恵利堰



児童による創作劇『床島堰物語』

土地改良区の概要

- 事務所所在地 福岡県久留米市北野町中川1681番地1
- 設立年月日 昭和30年8月1日
- 受益面積 2,619ha(平成22年度現在)
- 組合員数 2,314人(平成22年度現在)
- 土地改良区の受益地は、筑後平野北部、久留米市、小郡市、三井郡大刀洗町で、筑後川右岸、2市1町に位置する穀倉地帯にあり、野菜の産地です。



福岡県久留米市北野町

農業生産法人 佐藤農場(株)
農村環境保全を通じて地域社会の発展に貢献
「平成22年度環境保全型農業推進コンクール」にて
農林水産大臣賞を受賞

佐藤農場(株)の概要

国営農地開発事業多良岳地区の造成地で営農されている本農場は、昭和43年に就農し、昭和62年より柑橘栽培の全圃場(3ha)で、無農薬、無化学肥料栽培に取り組んでいます。

平成13年には全圃場(7.6ha)で有機JASの認定を受け、現在は16haで有機栽培に取り組んでいます。

柑橘類は、消費者から外観が重視される傾向が強いので、安全安心や食味はもちろんのこと、果実の外観についても消費者が納得できる商品づくりをすることで、有機栽培に係るコストに見合う単価で契約し、収益性の高い経営を確立しています。



代表取締役 佐藤 睦さん
節子さん

具体的に実践・工夫している取組み

「生産者が健康で、消費者へ安全安心な農産物を提供する」ことを理念に掲げ、有機栽培に取り組んでいます。

○土づくりの取組みとして、フルーツグラス(イネ科草木)による草生栽培を全圃場で実施し、土壌物理性の改善や化学肥料を使わずカツオ・昆布のエキスの液肥や発酵鶏糞堆肥などを利用しています。また、徹底した品質管理及び果実の丁寧な取扱いを行うことで、病害虫の発生を抑制する環境づくりを行っています。

○消費者との交流・食育の取組みとして、「みかんオーナー制度」や消費者との交流会を行い、佐賀商業の高校生が運営するネットモールへ参加しています。また、若い担い手とともに耕作放棄地を借受け、みかんの有機栽培を拡大し、アトピー性皮膚炎の方でも安心して提供できる加工品の商品化や光センサーによる糖度などを計測し選別したギフト用みかんのブランド化にも取り組んでいます。

これまでの取組みの成果と今後の取組み

○みかん経営が厳しく、地域で荒廃園が増加する中で、全圃場で有機JASの認定を受け、安定した価格で販売し、担い手を育成しながら経営を確立しています。今後は、更に農業内外から若い担い手を共同経営者として迎入れ、耕作放棄地を取込み有機栽培の圃場を拡大し、地域の樹園地の再生に取り組んでいます。

○青果の出荷や販売だけでなく、若い担い手の情熱と創造性を活かして、ジュースや伊予柑のマーマレードなどの加工部門を強化して6次産業化を図り、安定した経営の確立と次世代への継承に取り組んでいます。



伊予柑の樹園地



ジュースの絞りカスを使った有機肥料

所在地

九州



佐賀県鹿島市

国 営 総 合 農 地 防 災 事 業 嘉 瀬 川 上 流 地 区 の 着 工

事 業 の 目 的

本地区は、佐賀平野のほぼ中央に位置し、北は背振山地、南は有明海に囲まれた農業地帯で、稲作を主体に水田の畑利用による麦、大豆等を組み合わせた複合経営が展開されています。

本地区の水源である北山ダム(S32完成)は、国営嘉瀬川土地改良事業(S24～S48)により川上頭首工や幹線水路とともに造成され、農業用水の安定供給と共に発電用水の供給を行っています。

このうち、経年による劣化等により用水機能に支障が出ていた基幹的な用水施設である川上頭首工や地区内へ配水する幹線用水路については、排水機能の強化を併せて国営佐賀中部農地防災事業(H2～H22)により更新整備を行い完了しています。

一方、北山ダムにおいても近年の自然的、社会的状況の変化により、貯水池内の堆砂や貯水池法面の崩壊が進行しているとともに、ゲートやダム管理施設についても不具合が生じており、この現状を放置すると農業被害のみならず広域的な災害が発生するおそれがあるため、北山ダムの機能回復を図り、農業被害を未然に防止することにより、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土の保全に資することを目的として、平成23年度に国営嘉瀬川上流総合農地防災事業に着手しています。

事 業 の 内 容

関係市	佐賀県佐賀市、小城市	
受益面積	9,431ha	
事業内容	取水ゲート更新	7 門
	洪水吐ゲート更新	2 門
	ダム管理施設更新	1 式
	貯水池法面保護	1 式
	堆砂除去	1 式
	貯砂施設	2ヶ所



北山ダム(佐賀県佐賀市富士町、三瀬村)



放流中の北山ダム



北山ダム周辺はキャンプ場などがあり、さが21世紀県民の森として親しまれています。

北 山 ダ ム の 概 要

○規模及び構造

型 式	重力式コンクリートダム
堰堤高	59.30m
堤頂高	180m
堤体積	144,826m ³
有効水深	32.30m
洪水吐	テンターゲート 2門
取水門	スルースゲート 7門

○集水面積 54.6km²

○満水面積 2.0km²

○有効貯水量 22,000,000m³

○最大放水量 920.00m³/s

○最大取水量 13.28m³/s

国営土地改良事業地区調査 筑後川下流右岸地区

地区の概要

本地区は、佐賀県の筑後川下流右岸地域に広がる水田約10,800haの農業地帯において、クリーク延長173kmの法面保護整備を行うものです。

事業の目的・必要性

本事業は、佐賀県南部から東部に広がる佐賀平野に位置し、筑後川下流右岸地域に広がる約10,800haの水田農業地帯であり、稲作を主体として、水田の畑利用による麦、大豆作等を組み合わせた土地利用型農業が展開されています。

本地区のクリーク(ため池兼用排兼用水路)は、国営筑後川下流土地改良事業等により昭和40年代から整備されたものであり、貯水機能及び排水機能を有し、地域の農業用水の安定供給及び洪水調節の役割を果たしています。

しかし、近年、干天や豪雨等による自然的状況の変化に起因して、乾湿の繰り返しに対し脆弱な有明粘土で形成されており、地区内の多数の箇所、法面の崩壊による周辺農地、管理用道路等の損壊が発生しており、今後、法面の崩壊が更に進行した場合、土砂の堆積によるクリークの機能低下から農地等に広域的な災害が発生するおそれが生じています。

このため、本事業によりクリークの機能を回復し、広域的な災害を未然に防止するとともに、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土の保全を図るものです。

地区の概要

地 域 : 佐賀県佐賀市、小城市、神埼市、
神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡上峰町及び
同郡みやき町
受益面積 : 10,822 ha
主要工事計画 : クリーク法面保護工 173.4km
主要作物 : 水稻、大豆、小麦、二条大麦、たまねぎ等
事業工期 : 平成24年度～平成35年度(予定)

位置図



佐賀平野のクリーク(水路)とは

貯留機能を有した通常の農業用水路より幅の広い水路のことで、地元においては、このような水路を農業用水路とは呼ばず、古くから「堀(ほり)」と呼ばれていました。また、クリークと呼ばれるようになったのは、この網目状水路の景観が、中国江南デルタ地帯のクリーク(小運河)に似ていたことから、昭和の初期頃よりクリークと呼ばれるようになったと言われており、現在では、貯留機能を有する佐賀平野の水路を一般的に「クリーク」と呼ばれています。



佐賀平野のクリーク



家屋周辺のクリーク法面崩壊状況



農業用ハウス付近のクリーク法面崩壊状況

国 営 施 設 機 能 保 全 事 業

調 査 管 理 事 務 所 が 主 体 と な っ た 事 業 の 取 組 み

国営施設機能保全事業の概要

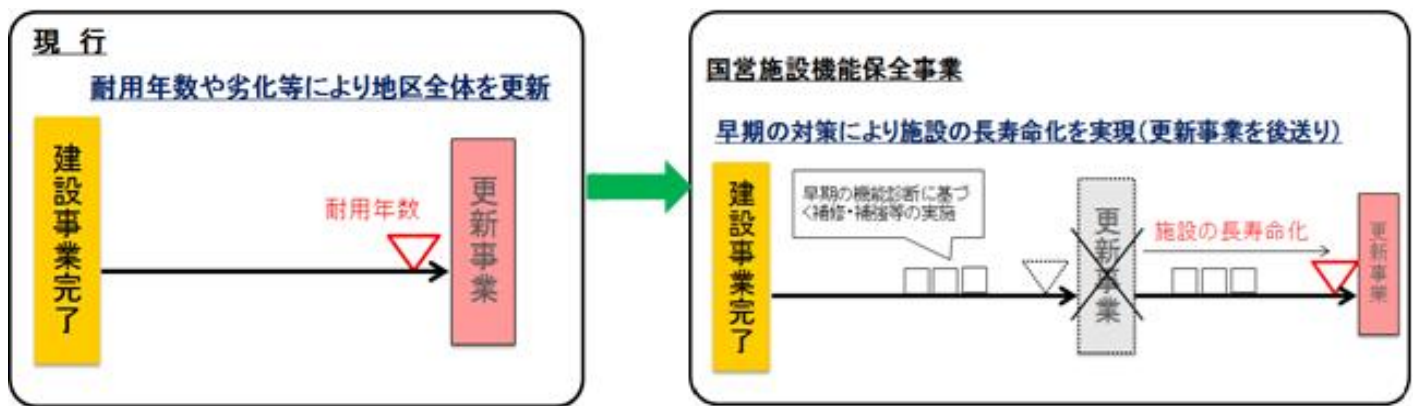
食料の安定的な生産の基礎となる基幹的水利施設の相当数は、戦後から高度成長期にかけて集中的に整備されており、順次老朽化が進行し、そのため早期の改修や更新が必要な時期を迎える基幹的な土地改良施設が増加しています。

ただ、国の財政状況や農業情勢から、これまでの様に施設機能が低下した時点で全面的に改修や更新することが困難になってきており、できるだけ長期的に施設を有効利用することが求められています。

このため、国では、これまで整備してきた基幹的水利施設について、施設の長寿命化のための補修や補強を主体とした事業制度が創設されました。

土地改良調査管理事務所では、国営の完了地区について、順次、基幹的な農業水利施設(ダム・頭首工・用排水機場及び農業用排水路)の機能診断を実施し、その結果に基づいて、関係土地改良区や関係市町村、農業関係者、学識経験者等で構成される協議会の意見を踏まえて、施設長寿命化計画を策定し、補修・補強等を実施します。

～ 施設の新設、地区全体の更新から戦略的な保全管理による施設の長寿命化への大転換 ～

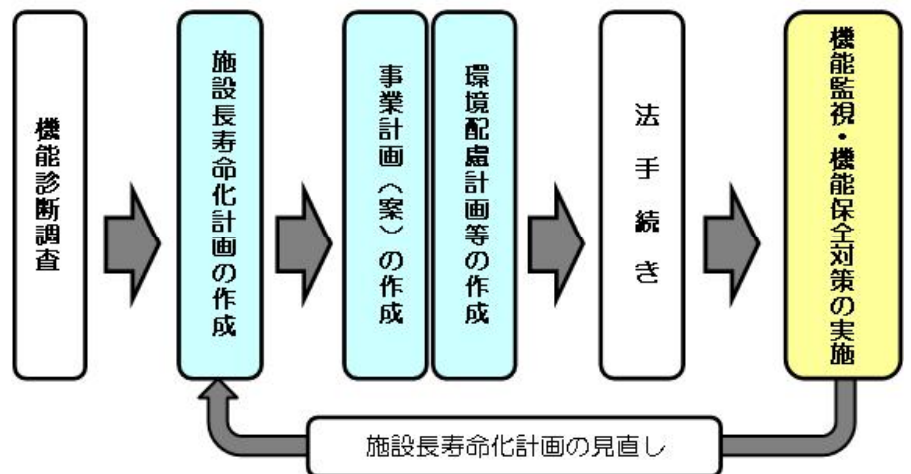


施設の劣化状況に応じた適時適切な長寿命化対策の実施

国が造成した基幹的水利施設等を対象に、造成した施設の機能を長期にわたり保全する長寿命化対策として、

- ①国が施設の機能診断を行い、土地改良区等の施設管理者とともに施設の長寿命化に関する計画(施設長寿命化計画)を策定します。
- ②策定された施設長寿命化計画に基づき、施設機能の監視や補修・補強等を実施します。

国営施設機能保全事業の事業フロー



平成23年度から当事務所では、施設長寿命化計画や事業計画書(案)の作成に係る国営施設機能保全事業のソフト事業を筑後川下流地区(福岡)、上場地区、八代平野地区において実施しています。

適正な農業用水の取水管理について

河川法に基づく農業用水の利用

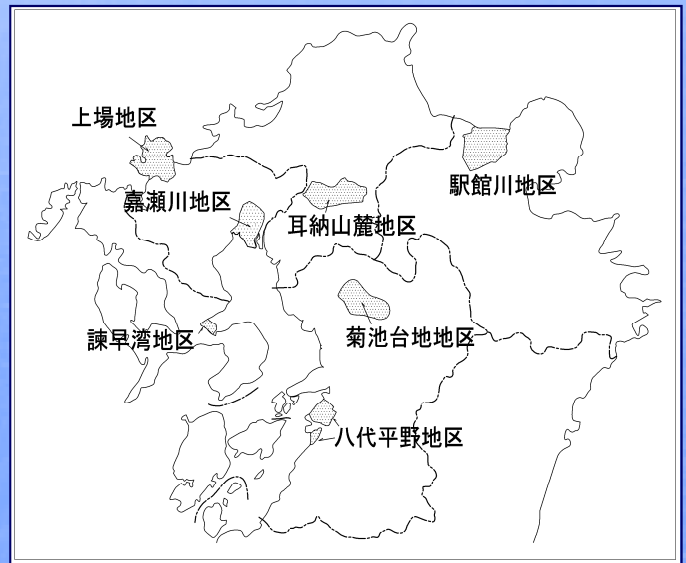
河川法とは

河川法第1条の目的には、「河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。」とあり、河川の管理に関する基本的な法律です。

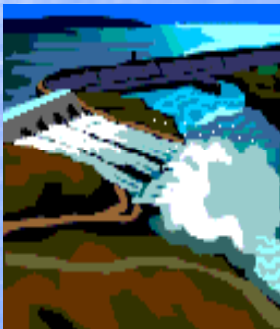
水利権と河川協議

国営土地改良事業などの実施にあたり、農業用水(かんがい用水)を確保するため河川流水を占用し、又は河川区域内の土地を占用及び河川区域内の土地に工作物の新築・改築等を行う場合は、河川法の規定により河川管理者(国土交通大臣又は県知事)と協議して、許可を受けなければなりません。

河川流水の占用許可を受けた権利を一般的に「水利権」といい、その具体的な内容(水利用のルール)は「水利使用規則」により定められており、目的(かんがい)、占用の量(取水口ごとの最大取水量の外に、一日最大取水量、年間総取水量など)を遵守しなければなりません。



当事務所では、完了している国営土地改良事業のうち、7地区(図参照)の水利権更新業務を担当しています。



水利権の更新

当事務所では、許可を得た水利権を更新する場合、面積を整理したうえで、地域の営農計画や農業用水の利用実態などを踏まえて、かんがい水量(水田では、かんがい面積×減水深+水路損失量-有効雨量などで算出)を示した協議書を作成し、許可期限までに河川管理者と協議しています。

ただし、水利権は許可期限内であっても、農業用水の利用目的や取水量等が変更となる場合は、水利権の変更協議が必要となっています。



水田の減水深調査状況

営農の邪魔となりますが、調査のためご協力をよろしくお願いいたします。

～適正な農業用水の
取水管理をお願いします～

東日本大震災への物資支援 諫早湾干拓野菜の発送

野菜などの発送出発式

平成23年4月12日、長崎県諫早市の小江干拓地において、東日本大震災被害地への支援物資として、諫早湾干拓地でとれた野菜などを大型トラックに積み込み、福島県へ発送する出発式が行われました。

これは、震災被災地へ諫早湾干拓地の野菜を支援しようと平成諫早湾干拓土地改良区から組合員に呼びかけ、集まった野菜を長崎県の支援により被災地の福島県へ発送したものです。

今回は、時期的に野菜が少なく、また受入れ先の制限等もあり、協力の申し出があったレタスやキャベツの発送が出来ませんでした。諫早湾干拓地内などの経営体から野菜や農産加工品の提供があり併せて発送しました。



野菜などを搬送する大型トラック



集まった諫早湾干拓地の野菜や農産加工品

食べて応援しよう！ 被災地産農産物

支援頂いた野菜などの農産物

○農産物

- ・白ネギ 1,000kg(330箱) (株)諫干ドリームファーム
- ・たまねぎ 500kg(50箱) (株)T・G・F
- ・たまねぎ 500kg(50箱) 町田浩徳氏
- ・きゅうり 350kg(70箱) 愛菜ファーム(株)

○農産加工品

- ・ポタージュスープ 1,000kg(52,000食分) アリアケファーム(株)
- ・中華調味料 450kg(90,000食分) アリアケファーム(株)

○搬送先

- ・福島県福島市、耶麻郡猪苗代町



野菜などを大型
トラックへ積み込む

東日本大震災への支援活動 農業土木技術者による支援活動

農地・農業用施設の災害復旧のための技術者派遣

農林水産省は、被災した県からの農地・農業用施設の災害復旧のため、農林水産省及び都道府県の技術者の派遣調整要請に対して、派遣に向けた調整を行い、九州農政局やその他の地方農政局及び都道府県の職員を順次派遣しました。

この派遣に携わった当事務所職員による災害復旧事業計画書作成に係る支援活動を紹介します。

活動支援内容

- 支援場所 東北農政局土地改良技術事務所
- 支援期間 平成23年6月13日～平成23年7月1日
- 派遣者名 北部九州土地改良調査管理事務所 保全計画課 蕪 拓巳
- 支援内容 宮城県の亘理・山本地区(国営完了地区)直轄災の申請のための、用排水路及び排水機場等の災害復旧事業計画書作成補助(復旧事業費の積算等)



津波の被害を受けた中学校の体育館

震災派遣を終えて

平成23年6月13日から3週間、東北農政局土地改良技術事務所にて震災復旧支援を行いました。

まず感じたことは、現地の状況がマスコミの報道等から想像していた以上に悲惨なもので、土台だけ残された家屋の跡、積上げられた瓦礫の山、耕地に残された車や船等々を目の当たりにして、改めて自然の脅威(津波の破壊力)を痛感させられました。

今回の支援内容は、東北農政局土地改良技術事務所の専門技術指導官をリーダーとしたチームを構成し、地区毎に災害復旧事業計画書を作成するというもので、初めてということもあり、正直、何処まで貢献できたかは分かりませんが、震災復興に携わることができたことを光榮に思っています。

最後になりましたが、今回の東日本大震災による被災地が復旧・復興へ向けて1日でも早く進むことをお祈りします。



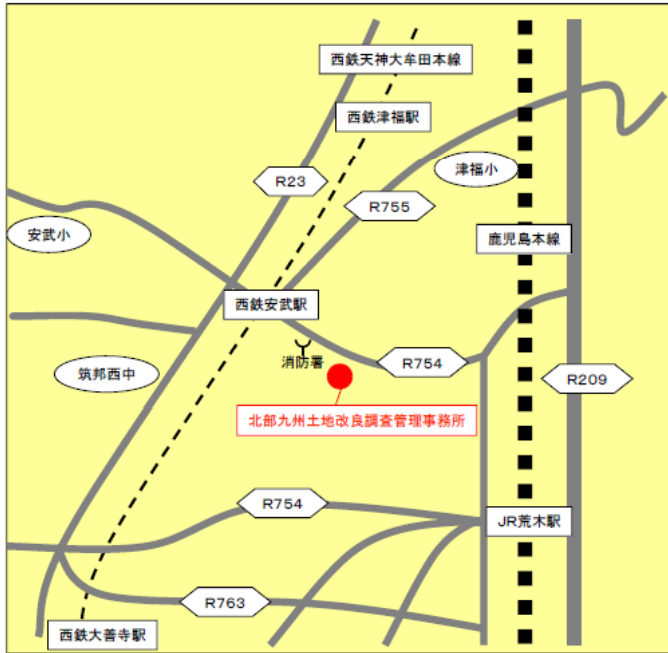
津波で建屋が崩壊した排水機場



瓦礫が堆積した排水路

所在地

九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所
 〒830-0062
 福岡県久留米市荒木町白口891-20
 TEL0942-27-2160 FAX0942-51-3058



熊本支所(九州農政局土地改良技術事務所4階)
 〒862-0901
 熊本県熊本市東町四丁目5-7
 TEL096-369-2880 FAX096-214-6340



環境調整課
 〒859-0146
 長崎県諫早市高来町金崎字浜ノ道149-6
 TEL0957-27-7510 FAX0957-27-7511



嘉瀬川上流支所(佐賀県土地改良会館5階)
 〒840-0811
 佐賀県佐賀市大財3丁目8-15
 TEL0952-27-7262 FAX0952-26-7790



URL <http://www.maff.go.jp/kyusyu/seibibu/kokuei/01/index.html>

編集後記

この情報誌を発刊するにあたり、本誌に掲載しております佐藤農場(株)の佐藤睦さんの農場に伺い、突然の取材にも係わらず快く引き受けて頂きました。

また、6次産業化への取組みとして、貴重な伊予柑などのマーマレードの試作品の試食をさせて頂き、その試食品を持って来られ、種類ごとの感想を聞かれた若い従業員の方の生き生きとした表情や従業員の皆様の暖かい雰囲気は、経営者と従業員との関係というよりは、昔ながらの家族による農業経営の姿を見たような気がしました。